

入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院では、「入院時食事療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食について）

一般所得者		510円
一般所得者（指定難病患者の方）		300円
住民税非課税の方	過去1年間の入院期間が90日以内の方	240円
	過去1年間の入院期間が90日超の方	190円
	70歳以上低所得者区分Ⅰ	110円

当院では、「入院時生活療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、療養上必要な基準を満たした体制で行っています。療養病床に入院する65歳以上の方は、入院時生活療養費として、食費と居住費について一部自己負担があります。

居住費（1日）	370円
---------	------

病 院 長